総務委員会資料

所管事務の調査(報告) 台風による市内中小企業の被害状況等について

資料1 台風による市内中小企業の被害状況等について

参 考 災害対策資金について

経済労働局 令和元年10月31日

台風による市内中小企業の被害状況等について

1 被害事業者数・推計被害金額 (令和元年 10 月 29 日現在)

被害事業者数 324 件

推計被害金額 5,724,802 千円

製造業	農業	その他の業種
101 件	45 件	178 件
4, 872, 040 千円	8,962 千円	843, 800 千円

被害の主な把握方法

- ① 職員による現地調査「10月13日(日)~]
- ② 市税事務所の建物被害調査への同行 [10月17日(木)、18日(金)]
- ③ 川崎市工業団体連合会、セレサ川崎農業協同組合、川崎市商店街連合会等からの情報提供
- ④ 川崎信用金庫、川崎商工会議所、川崎市産業振興財団との情報共有

2 現状の支援策

ア 「特別経営相談窓口」の設置

令和元年台風第19号に伴う災害に関する中小企業支援として、令和元年10月15日(火)から融資や経営に関する「特別経営相談窓口」を設置しました。

「融資相談」 経済労働局産業振興部 金融課

経済労働局産業振興部 中小企業溝口事務所

「経営相談」 公益財団法人川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター

イ 「災害対策資金」の制度拡充(別紙参照)

令和元年台風第 19 号の影響により被災した中小企業者等を対象に、次のとおり「災害対策資金」の保証料率と融資期間の改定を行いました。

	改定前	改定後
信用保証料率	0.450~0.950%	<u>0.000%</u>
設備資金の融資期間	10 年以内	<u>15 年以内</u>

このほか、災害救助法の適用により、一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット4号が適用になります。また、激甚災害の指定により、さらに別枠で最大2億8,000万円の融資を受けていただくことが可能となりました。

ウ 災害対策資金(神奈川県)

災害による施設等の復旧、農作物などの再生産に必要な肥料、飼料の購入費などに対し、 融資を行うものです。



令和元年台風第 19 号の影響で

お困りの中小企業の皆様へ

「災害対策資金」

で復旧を支援します!

【4つのメリット】

別枠保証

セーフティネット保証

8,000万円

【激甚災害】災害関係保証 2億8,000万円

最長 15 年

長期返済で毎月の返済負担を軽減

融資利率

年 1.7%以内の固定金利

信用保証料

本人負担がゼロ

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市経済労働局産業振興部金融課

川崎市中小企業融資制度

災害対策資金(一般保証、セーフティネット 4号・激甚災害対策資金)

川崎市は、台風第 19 号により影響を受けた中小企業者等の方に、10 月 15 日から融資や経営に関する「特別経営相談窓口」を設置しています。

また、信用保証料率を全額、市が補助を行い<u>信用保証料の本人負担をゼロとし、設備資金については、最長 15 年に延長</u>を行い、長期返済で毎月の返済負担を軽減します。

〈災害対策資金〉

	60./只 ≘⊤ ∤九	別枠保証(災害)	別枠保証(セーフティネット)
	一般保証枠	激甚災害対策資金	セーフティネット 4 号
		台風第 19 号の被害を受け川崎市内で1	
			年間以上継続して事業を行っており、か
			つ、1 か月の売上高等が前年同月比 20%
利用できる方	区役所等でり災割	E明書が発行された方	以上減少しており、かつ、その後2か月間
			を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比
			20%以上減少することが見込まれる中小
			企業者等の方
融資限度額	8, 000万円	2億8,000万円	8, 000万円
融資期間	運転資金:10 年以内 <u>設備資金:15 年以内</u> (いずれも据置1年以内を含む。)		
融資利率	年 1.7%以内		
信用保証料率 (市助成後)	年:0.0% 市が全額補助		
必要書類	り災証明書		川崎市の認定書
申 込 先	金融機関		川崎市金融課及び中小企業溝口事務所

【問い合わせ先】

融資相談窓口

- ■川崎市経済労働局産業振興部金融課 川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263
- ■川崎市経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075

受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

経営相談窓口

■川崎市中小企業サポートセンター 川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 6 階 電話 044-548-4141 FAX 044-548-4146

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)